



Inspection Report

鑑定日： 2019/10/02

トラック

基本情報

メーカー	MITSUBISHI
型式	PA-FE71BBD
年式	2006
走行距離(km)	197,151
シリアル番号	FE71BB-521318

エンジン

エンジンモデル	4M42
エンジンシリアルナンバー	
エンジン油漏れ	なし
エンジンオイルゲージ	正常
排気ガス色	無色(正常)
ブローバイ	なし
エンジン音	正常
ラジエーター(冷却水)	正常
ウォーターポンプ	水漏れなし
噴射ポンプ	燃料漏れなし

外観に関する特記事項

運転席・操作パネルまわりに関する特記事項

エンジンに関する特記事項

当社管理番号 2019090525

※本鑑定書は機械の状態に関する情報の信頼性向上を目指すものであり、その内容について何ら保証するものではありません。

番号 00365 B

平成 30年 11月 22日

大阪運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
和泉 400 わ 2922 車	平成 18年 10月 16日	平成 18年 10月	小型 乗車定員	貨物	自家用	ダンプ	[022]			
三菱		[318]	3人	2000 kg	2700 kg	4865 kg				
FE71BB-521318 型 式	原動機の型式	4M42	2.97 L 軽油	1500 kg	1200 kg					
PA-FE71BBD										
使用者の氏名又は名称	株式会社 キナン									
使用者の住所	和歌山県新宮市浮島1-25 [30501 0706]									
使用の本拠の位置	大阪府岸和田市稲葉町816 [27501 0559]									
有効期間の満了する日	平成 31年 11月 21日									
備考	<p>【本自動車検査証発行時における所有者情報】</p> <p>所有者の氏名又は名称 三菱オートリース株式会社</p> <p>所有者の住所 東京都港区芝5丁目34-7 [17758]</p> <p>-----</p> <p>[和泉]，継続検査</p> <p>自動車重量税額 ￥20,500</p> <p>使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。</p> <p>[走行距離計表示値] 190,700 km (平成30年11月22日)</p> <p>[旧走行距離計表示値] 175,300 km (平成29年11月16日)</p> <p>低PM認定車</p> <p>平成13年騒音規制車，近接排気騒音規制値 98 dB</p> <p>貸渡</p> <p>[受検種別] 指定整備車</p> <p>[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり</p> <p>[受検形態] 指定整備工場</p> <p>[整備工場コード] 61-01806</p> <p>[型式・類別] 09793・0021</p> <p>以下余白</p>									

裏面もご覧下さい。



証明書
番号 第 0086422479 号


平成 30年 11月 15日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

日新火災海上保険株式会社



自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	和泉 400 わ 2922 FE71BB-521318	自動車の種別	小貨(自)
使用の本拠の所在地	大阪府	保険料	¥17,350
保険期間	自 平成 30年 12月 8日 12か月 至 平成 31年 12月 8日 午前12時	指定金融機関名	
住所及び約者の名	和歌山県新宮市浮島 1-2-5 株式会社 キナン		
異動事項			
管轄店名及び所在地	日新火災海上保険(株) 〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (お問合せ) 0120-616-898 平日9時~20時 土日祝9時~17時 (事故) 0120-25-7474 24時間365日	扱者印	関西第2事業部 南大阪支店 75710 有限会社 中川自動車 148414

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人事故に限ります。)
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮返金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。
・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書
番号 第 0086422479 号

平成 30年 11月 15日
自動車損害賠償
責任保険
保険料領収証

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	和泉 400 わ 2922 FE71BB-521318	保険料	¥17,350
管轄店名及び所在地	日新火災海上保険(株) 〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (お問合せ) 0120-616-898 平日9時~20時 土日祝9時~17時 (事故) 0120-25-7474 24時間365日	店名及び所在地	
保険期間	自 平成 30年 12月 8日 12か月 至 平成 31年 12月 8日 午前12時		

契約者 株式会社 キナン

様

日新火災海上保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。



扱者印

注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

証明書
番号 第 0078226078 号

平成 29年 11月 11日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。



日新火災海上保険株式会社

75710	自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	和泉 400 わ 2922 FE71BB-521318	自動車の種別	小貨(自)
	使用の本拠の所在地	大阪府	保険料	¥17,350
保険期間	自 平成 29年 12月 8日	12か月	指定金融機関名	和歌山県新宮市浮島 1-25
	至 平成 30年 12月 8日	午前12時		
住所及び者の氏名	和歌山県新宮市浮島 1-25		保険料収納済印	
	株式会社 キナン			
異動事項				
管轄店名及び所在地	日新火災海上保険(株) 〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (お問合せ) 0120-616-898 平日9時~20時 土日祝9時~17時 (事故) 0120-25-7474 24時間365日	扱者印	関西第2事業部 南大阪支店 75710 有限会社 中川自動車 148414	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。

■「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の改定について

平成22年4月1日以降保険始期のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しています。なお、平成22年3月31日以前保険始期のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生した事故については、改定後の内容に基づいて取り扱います。

<主な改定内容>

被保険者が保険金請求を行う場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、引受保険会社は、保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)

■時効の改正について

平成22年4月1日以降発生した事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における保険金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを速滞なく引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮返金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

(裏面もご覧ください)

証明書
番号 第 0078226078 号

平成 29年 11月 11日
自動車損害賠償
責任保険
保険料領収証

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	和泉 400 わ 2922 FE71BB-521318	保険料	¥17,350
管轄店名及び所在地	日新火災海上保険(株) 〒330-9311 さいたま市浦和区上木崎2-7-5 (お問合せ) 0120-616-898 平日9時~20時 土日祝9時~17時 (事故) 0120-25-7474 24時間365日	扱者印	
保険期間	自 平成 29年 12月 8日	12か月	
	至 平成 30年 12月 8日	午前12時	

契約者 株式会社 キナン

様

日新火災海上保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。



扱者印

ご注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。